

事件番号 令和 6 年（ネ）第 6 4 号

国家賠償請求控訴事件

控訴人 野村 一也

被控訴人 蘭越町 外 1 名

控訴審の進行に対する異議申立書

2 0 2 4 (H 6) 年 7 月 2 9 日

札幌高等裁判所 第 3 民事部 1 係 御中

控訴人 野村 一也

目次

第 1	本異議申立書を提出する経緯	1
第 2	公訴人に対する適正な手続き保障の欠如	2
第 3	被告らの不法行為の総体は組織ぐるみの威力業務妨害	6
第 4	控訴人の弁論に対する原審裁判体の不当な制約	7
第 5	原審裁判体および控訴審裁判体による権利の濫用	7

第 1 本異議申立書を提出する経緯

- 1 2 0 2 4 年 5 月 2 8 日の行われた本控訴審の第 1 回口頭弁論において、齋藤裁判長は、開始から 2 分 3 0 秒後に、審理の終結を宣言した。それを聞いた控訴人は、訴訟手続きの継続を求める口述をした。しかし、裁判長は、それを認めず、判決日を同年 7 月 3 0 日に設定した。《甲 2 0 5 - 1（音全で）、- 2（音抜粋）、- 1（反訳）》
- 2 同年 6 月 1 2 日、札幌高等裁判所民事訴訟事務室において、控訴人は、第 1 回口頭弁論調書の写しを求めた際、裁判の進行方法に関する控訴人の口述による

求めと、それに対する齋藤裁判長の回答の一切が記されていなかったことを知った。《甲 2 4 0（弁論調書）、甲 2 3 0-1（音声全て）、-2（音声抜粋）、-3（反訳）》

(1) 控訴人は、裁判の進行方法に対する不満を書記官和田、書記官鈴木、書記官入原に対し、次の不満を訴えた。

ア 控訴人が被告ら答弁書の事実と異なる点を指摘したのに、裁判所が弁論調書に何ら記録しないのであれば、法廷に当事者が集まる意味がない。

イ 齋藤裁判長は、第 1 回口頭弁論までに主張を終わらせなければ認めない旨を

(2) 書記官入原は、控訴人に対し、次の書類が提出できることを示した。

ア 弁論調書の記載不備については、異議申立書を提出できる。

イ 手続き終了後でも、書面を提出することができる。

3 そこで控訴人は、控訴進行に対する異議申立書（本書）と弁論調書に対する異議申立書を提出する。

第 2 公訴人に対する適正な手続き保障の欠如

控訴審は、控訴人の控訴理由書と被控訴人の答弁さえ、適正な審理がされておらず、控訴人に対する適正な手続保障を欠いている。

1 2024 年 4 月 30 日付け公訴理由書を、控訴人は提出した。

2 2024 年 5 月 16 日付けの答弁書を、被控訴人弁護士は提出した。

3 2024 年 5 月 24 日頃、控訴人は答弁書を受け取った。

4 2024 年 5 月 28 日の第 1 回口頭弁論は適正な手続きを失っている。《甲 2 3 0-1（音声全て）、-2（音声抜粋）、-3（反訳）》

(1) 齋藤裁判長は、第 1 回目口頭弁論が始まって 2 分 30 秒後に、審理を終結して判決をすることを宣言し、それに対する同意を訴訟当事者双方に求めた。

(2) 控訴人が被控訴人の答弁書には事実と異なる箇所があることを口述し、弁論の継続を求めたにもかかわらず、齋藤裁判長は、「今日までに出さないと。今日の期日までに出さないと（不明）・・・他の事件でもそうですよ。」と言い放

ち、控訴人による弁論の継続手続きの求めを拒絶した。その結果、控訴人は、被控訴人の答弁書に反論する機会を失った。

(3) 控訴人は、被控訴人答弁書に書かれた内容が事実と異なっていると指摘した。

ア 答弁書第2（本案前の主張）には、「なお、原審においても控訴人(一審原告)が自ら設定した提出期限を遵守せず、期日の空転が生じていた。」との記述がある。

イ しかし実際には、2回目の弁論のときに、被控訴人の弁護士が、次回（3回目弁論）で終わらせる旨を主張し、それを裁判官が採用したという経緯があることを口述した。《甲230-3（反訳3～4ページ）》

ウ また、答弁書において、控訴人の人格や行動を否定的に形容する語句、ニュアンスが事実と異なることを口述した。《甲228-1（法廷での音声記録抜粋の反訳）、-2（反訳）》

以下、甲228-2（反訳）より抜粋する。

[控訴人野村]

はい。第3の2の部分。段落で、三つ目の段落で・・・ごめんなさい。第3の3ですね。第3です。第3の3の、段落でいうと、「しかし」のところですね。

しかし、一審原告は書面提出がなかったことを問いただした裁判所に対して、猛烈に抗議する状態であった。（本訴訟と無関係の自身の活動の話を含め10分程度、一審原告（控訴人）が裁判所に抗議等を続ける有様であった。）。

「無関係の自身の活動の話」「猛烈な行為」「有り様」という言葉には、明らかに私の人格や行動を否定的に形容する語句、ニュアンスが含まれているように、僕には見えるんですけど、このときに私が10分間で抗議した内容は、自分の利益よりも、社会秩序の問題に対しての骨子だったはずなんです。

具体的には、裁判所が今回私のケースと同じように、立証が困難なケース、記録がないケース、音声記録はたまたま録ってましたけど、それがなかった場合、いじめなどにあるように、陰でやられること、見えない場所で行われること、こういったものを、立証の困難さを裁判所が軽視するなら、いじめ、そういった言葉の暴力といった社会の問題に対して、法の抑止効果が及ばないと、被害者が自殺に追い込まれるようなケースもなくなると、そういう主張を私はしたんじゃないですか？これちょっと先生方にお尋ねしたいんですけど。

エ なお、当該の原審における第3回目弁論において、公訴人は、その法廷の音声を録音した。《甲229-1（法廷の音声記録）、-2（音声抜粋）、-3（反訳）》

以下、甲229-3（反訳）より抜粋する。

[原告野村]

これ訴状のどっかにも入れたと思うんですけども、そもそも、私が問題としてたのは、蘭越町のスキー場の売買に至る内容にすごく問題が感じられて、それを調査したというところでございます。この行為は、私の利益には何もなくて、ほとんどボランティアで、100時間を超える時間をかけて、私としては無報酬で、公園の掃除を1年間続ける人以上の手間をかけて、ボランティアでやってる。ただ、それについては、刑事事件なんで、当然、警察が動かなければ、どうにもならない。私ではどうにもならない。刑事事件としての告訴状は、何とか出すことができたんですけども、それを捜査するかどうかは警察次第で、僕の知る限り、警察は経済事件に対しては、なかなかやろうとしない。やろうとしないんだったら、しょうがないから、私ができることとして、その中で発生した民事事件になり得るところ、実際、それスポットで見てもですね、十分、私は損害を受けていると思ってまして、それを国賠として並行して出したものでございます。

その中で刑事に係る部分は、当然、私の個人的な損害にはなり得ないんで。その過程で出た今回の名誉毀損、侮辱行為、そういったものを出さざるを得ないんですけども、こういった行為というのはですね、旭川のいじめ事件に代表される通り、いじめられる側、いじめる側というのがあって、いじめられる側が、これを明らかにしようとするのは膨大な時間がかかる。それは、刑事が動いてくれれば、まだいいけれども、刑事って、なかなか動かないんで、そうすると、もう刑事が動かないから、仕方なく、民事でやらざるを得ない。

民事でやるにはですね、その侮蔑発言を一個一個拾い出してまとめる作業ってのは、ものすごく時間がかかって・・・ちょっと私、被害者意識があるんですよね。被害者としては、とても苦痛な作業なんです。それを、一応、私は訴状では、できる限りのものをまとめてお出しした。前回の期日において。確かに、私も安易に「1ヶ月できる」と申し上げたかもしれませんがけれども、速やかに私は、「それはやっぱり間に合わない」という意思表示をした。でも、それに対して、断られてしまった。

僕は、裁判というのは、唯一の民事的なトラブルを解決するための公的な裁判・・・機会だと思ってまして、それ別に弁護士費用を払える人だけのものじゃなくて、行政書士がいなくても行政手続きができたり、税理士にお金払わなくても税申告ができるように、弁護士お金払わなくても司法サービスが受けられるべきだと思ってて、それで僕はこの場に臨んでおります。ただ私は何も分かんないわけじゃなくて、それなりの作法をこれは文章にしろ、立ち居振る舞いにしろ、勉強してますし、ちゃんと粗相がないようにやってるつもりなんです。であるにもかかわらず、立証責任は私にしかない。これを拒絶するのは簡単。「そういう事実はない」と、「認めない」とだけ言ってくれば、簡単な話でね。つまり、立証する側に多大な手間が掛かるにも関わらず、それを説明しているのに、安易に1ヶ月を「ダメ」と答えることに対し

て、僕はすごく不満を持ってる。1ヶ月を。逆に、僕はなぜ、それを認めてくれなかったのかの説明を求めたい。

僕に対して「1ヶ月でできるか?」「できるのか?」と詰める前に、なぜ僕が、説明して、書記官にも説明しているにも関わらず、それを、断ったのか僕はすごく不信感を持ってるのは、「1ヶ月で約束通りに出せなかった場合においては、裁判官の判断で、この場で終わるかもしれない」みたいなことを、言われた。それは困ると、だから、一生懸命やろうとしてるけども。それに対して、なぜダメなのか、説明が全くなくて、そういう冷たい反応を裁判所がしてしまうのであれば、こういった立証が困難なイジメとか、名誉毀損だとか、そういったものは、いつまでたってもね、民事的な解決が不可能になるんです。だから、僕はあなたがなぜ、前回、それを、認めなかったのか、説明を求めます。

- 5 上掲4の各号に示すとおり、控訴審において、控訴人は、第1回目弁論の4～5日前に答弁書を受け取り、弁論において、答弁書に対する反論を一部口述し、次の弁論機会を求めた。しかし、齋藤裁判長はそれを認めず、同日に審理を終結させた。

開廷から2分30秒後の審理の終結の発問、および、それに対する控訴人の異議を齋藤裁判長が一蹴したことによって、公訴人は『門前払い』の印象を受けた。控訴人が判決に期待すべきものは何もない。

さらに、公訴人が原審で口述した内容は弁論調書に記録されず、事実と異なる内容が記された被控訴人の答弁書だけが訴訟記録として残ることとなる。

- 6 控訴人は、控訴審の判決に期待できないので、適正手続きが実施されなかったことを違反事由として上告する予定である。

第3 被告らの不法行為の総体は組織ぐるみの威力業務妨害

- 1 準備書面3の第2および控訴理由書第1の4で主張したとおり、本件訴訟は、権力者の汚職調査が背景にあり、蘭越町職員らが控訴人に発した個別発言それ

それぞれの違法性のみで審理されるべきでない。

- 2 準備書面 3 の第 2 で主張したとおり、山内勲を筆頭とし、蘭越町職員らが原告に対して為した個々の発言においては、名誉棄損罪または侮辱罪に相当するものと思料される。また、蘭越町職員らが原告に対して為した一連の行為の総体は、組織ぐるみの威力業務妨害（刑法第 234 条）に相当するものと思料される
- 3 民訴第 147 条の 3 の定める「審理すべき事項が多数であり又は錯そうしているなど事件が複雑であることその他の事情」があるので、当事者双方を協議をすべきであるにもかかわらず、控訴人の意見を排除した。
- 4 そして、原審は、原審裁判体は、控訴人の弁論を成約し、控訴人の主張する背景事情を排除し、個別発言それぞれの違法性で評価した。

第 4 控訴人の弁論に対する原審裁判体の不当な制約

- 1 控訴理由書第 1 の 2 に記した通り、審理すべき事項とその背景を踏まえれば、控訴人の立証には多くの時間がかかることは容易に推察できることである。それにもかかわらず、原審裁判体は、2 回目の口頭弁論において、3 回目で立証を終わらせることを控訴人に求めた。
- 2 さらに、原審裁判体は、原審 4 回目弁論において、控訴人が訴えを立証するための弁論がまだ半ばであることから、弁論の継続を求めたにもかかわらず、それを認めず、結審した。

第 5 原審裁判体および控訴審裁判体による権利の濫用

- 1 裁判の迅速化に関する法律第 2 条 3 項が「当事者の正当な権利利益が害されないよう、手続が公正かつ適正に実施されることが確保されなければならない」と規定している通り、迅速化は、手続きの公正かつ適正な実施に優先すべきものではない。
- 2 また、憲法は「裁判を受ける権利」を保証しており、その権利が害されないために公平な手続き保障が存在する。とうぜん、それらの保障を、裁判長の訴訟

指揮権が侵すことはできない。

- 3 それゆえ、汚職の調査に対する組織ぐるみの威力業務妨害に対する損害賠償請求を求める控訴人の主張に対し、原審裁判体および控訴審裁判体が、控訴人の立証手続きに制限を加えることは、裁判体による権利の濫用である。

裁判体の権利濫用によって、名誉に関する罪だけの審理で終了させた原審と控訴審の判決は、著しく正義に反している。

第6 ブラックボックスの司法制度（控訴人の所感）

1 本国家賠償請求事件と刑事告発事件

控訴人が蘭越町長らによる汚職の刑事告発だけでなく本国家賠償請求を提訴したのは、権力者の汚職捜査に消極的な警察が、控訴人の告訴をまともに捜査しないことを予想したからである。

そして、本国家賠償請求訴訟においては、控訴人が告発状と同等の証拠を添えた上で事実説明をしたのは、本件訴訟が一般的な名誉棄損事件とは異なることを示すためである。

しかしながら、控訴人の予想どおり、原審および控訴審ともに裁判体は、控訴人に対する手続きに適正さが欠落しており、被控訴人の主張ばかりを拾い上げて、訴訟を遂行した。

一方の刑事告訴は、案の定、警察がまともな捜査をしないまま、1年以上検察に書類を送付しなかったこともあり、検察は不起訴処分を決定（令和6年7月12日付）した。そこで控訴人（告発人）は、付審判を請求した。併せて、告発の捜査を担当した倶知安警察署の警部補桜井隆司は、警察の犯人蔵匿等（刑法103条）および証拠隠滅等（刑法104条）、特別公務員職権濫用（刑法194条）の疑いで、札幌地検に告発状を提出する予定である。

2 公平な公開裁判を受ける権利の無実化

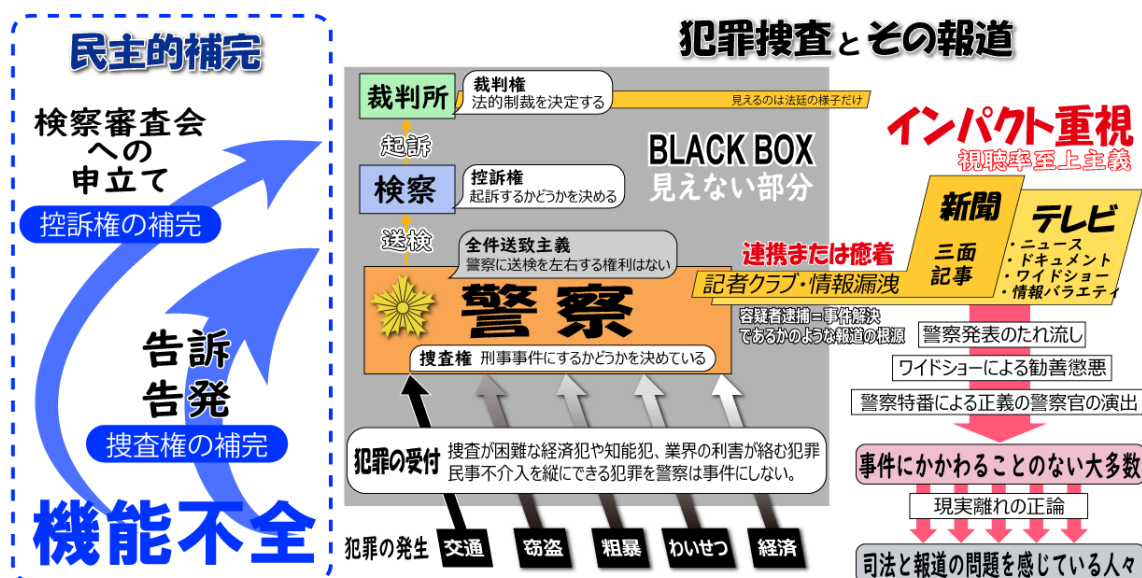
本国家賠償請求訴訟においては、本人訴訟を行う控訴人の不案内を差し引いても裁判体の控訴人に対する冷淡さは顕著であった。

裁判所が録音を認めないことと、弁論調書があきれるほどに内容が薄いことのふたつによって、本国家賠償請求の原審と控訴審の裁判体がしたように、恣意的な訴訟進行が可能となる。判決に採用したい側の主張を並べただけであっても、それを批判する証拠を提示し得ないので、判決の不公正を指摘することはできない。その問題は、法廷が公開されていることで相殺されるものではない。

控訴人が法廷での口頭弁論を録音したのは、控訴人が裁判所を信用していないからである。それは、控訴人個人のためだけでなく、社会全体の利益に繋がる公益性があり、違法性阻却事由になり得ると考えている。

3 公的機関における不正・腐敗・違法行為の蔓延

控訴人は、今回の国家賠と告発を進行させてことによって、捜査機関と司法機関が権力者の汚職の認定に後ろ向きであることを実証できたと思う。主たる問題は、法の運用段階にあるように感じられる。犯法規に正義があっても、その運用に正義がないことによって、法に犯罪の抑止効果が生じていないと推察する。その結果、権力者の不正・腐敗・違法行為が蔓延していることを懸念している。



以上